

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 災害廃棄物（三菱マテリアル処理（セメント資源化））処分業務 19,000トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 三菱マテリアル株式会社岩手工場 岩手県一関市東山町長坂字羽根堀50
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 塩素含有量1,500ppm以下の可燃系災害廃棄物 1トン当たり15,750円
 - (2) 塩素含有量1,500ppmを超え3,000ppm以下の可燃系災害廃棄物 1トン当たり18,900円
 - (3) 塩素含有量3,000ppmを超え6,000ppm程度までの可燃系災害廃棄物 1トン当たり33,600円
 - (4) 塩素含有量3,000ppm以下の不燃系災害廃棄物 1トン当たり19,950円
 - (5) 塩素含有量3,000ppmを超え6,000ppm程度までの不燃系災害廃棄物 1トン当たり31,500円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当